

意見公募要領

1 意見公募対象

○ 省令案

- ・無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）の一部を改正する省令案
- ・無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）の一部を改正する省令案

○ 告示案

- ・陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和 61 年郵政省告示第 395 号）の一部を改正する告示案
- ・符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件（平成 17 年総務省告示第 1299 号）の一部を改正する告示案
- ・時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件（平成 21 年総務省告示第 247 号）の一部を改正する告示案
- ・携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備の技術的条件を定める件（平成 23 年総務省告示第 453 号）の一部を改正する告示案
- ・周波数割当計画（平成 20 年総務省告示第 714 号）の一部を変更する告示案
- ・電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件（平成12年郵政省告示第744号）の一部を改正する告示案

2 資料入手方法

意見公募対象については、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課において閲覧に供するとともに、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメント欄に掲載することとします。

3 意見の提出方法

意見書のかがみに必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R 又は CD-RW
- フォーマット形式：Windows システムに対応したもの
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5946

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

担当：庄司課長補佐、岡部主査、梅城移動体推進係長

電話：（直通）03-5253-5893

（代表）03-5253-5111 内線 5893

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：700mhz×ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「×」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成 24 年 3 月 30 日（金）（必着）

5 留意事項

意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて閲覧に供します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部移動通信課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「700MHz帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る省令・告示案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。